

復興特別所得税に関するご案内

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる預金・定期積金・公社債の利子や投資信託の分配金・譲渡益および信用組合の普通出資配当金等に課税される所得税に対し、復興特別所得税として所得税額の2.1%が付加されます。

なお、当組合の既成宣伝物等(チラシ・ポスター・説明書・ホームページ等)に、復興特別所得税の説明がなされていないものがございますので、あらかじめご了承ください。

【預金・定期積金・公社債の利子や信用組合の普通出資配当金等に対する課税税率】

	預金・定期積金・公社債の利子等	信用組合の普通出資配当金
平成24年12月31日まで	20% (所得税15%、住民税5%)	20% (所得税20%)
平成25年1月1日～ 平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	20.42% (所得税20.42%)

- 平成25年1月1日以後の利払日に支払われる利子等の全額に対してが上記税率で課税されます。
例えば定期預金には、平成25年1月1日以降の満期時、中途解約時、中間利払日にお支払いするお利息より復興特別所得税が課されます。
なお、平成24年12月31日以前よりお預けいただいている預金についても、復興特別所得税が課税されます。
- マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 個人向け国債を満期前に中途換金する場合の中途換金調整額は、平成25年1月10日受渡分以降、「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」となります。
- 今後税制が改正された場合は、内容が変更となる場合があります。
- 詳しくは、財務省や国税庁のホームページ等でご確認いただきますようお願い致します。
- 本説明にかかわらず、お客さまの個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。
課税の詳細につきましてはお住まいの管轄税務署にご確認ください。

以上

街のお役に、くらしの夢に

 **水田原第一信用組合**